

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和3年8月16日

岡山市長 大森雅夫

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ東古松店

所在地 岡山市北区東古松五丁目383番1の一部ほか

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 JR西日本不動産開発株式会社

住所 大阪市北区中之島二丁目2番7号

代表者の氏名 代表取締役 國廣 敏彦

(3) 変更事項

大規模小売店舗の所在地

（変更前）岡山市北区東古松五丁目383番1の一部ほか

（変更後）岡山市北区東古松五丁目383番1

(4) 変更年月日

令和3年7月12日

(5) 変更理由

土地の合筆及び分筆により所在地番が変更になったため

2 届出年月日

令和3年8月10日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和3年8月16日から令和3年12月16日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市産業観光局商工部産業振興・雇用推進課